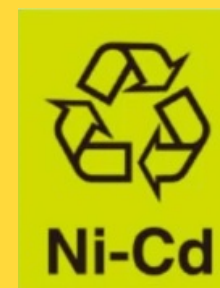


令和7年12月より リチウムイオン電池 分別収集開始



1. 「有害ごみ」 の収集に出せます

●各地区 月1回収集

これまでの「有害・危険ごみ」という名称は「危険」という単語の印象から刃物などが混入していたことから、併せて名称変更します。

乾電池・ボタン電池



蛍光灯・水銀体温計



スプレー缶・
カセットボンベ



ガスライター



2. 対象品

モバイルバッテリーなど
リチウムイオン電池などを使用している

●小型充電式電池

小型充電式電池を取り外しできない

●小型充電式電池内蔵製品



代表例
スマートフォン
電動歯ブラシ
携帯型扇風機
電動シェーバー
携帯ゲーム機
電子たばこ など

3. 出し方

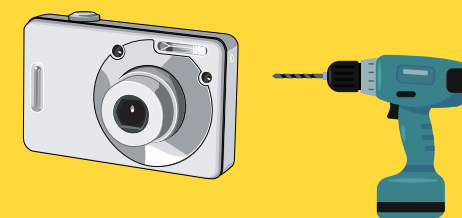
●品目ごとに透明・半透明の 袋に入れる

小型充電式電池と取り外し
できない内蔵製品は「1品目」
としてまとめて出してください

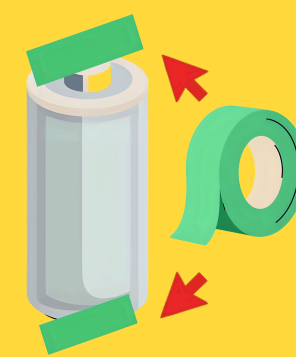


4. 注意すること

●充電式電池を取り外した製品本体 は「燃やせないごみ」



●電極部が露出している 時はビニールテープなど で絶縁処理をする



詳しくは裏面

リチウムイオン電池やそれらが使われている製品がごみとして出された後に火災を引き起こす事故が増えています。令和5年には市内の「燃やせないごみ」収集中にリチウムイオン電池が原因とみられる車両火災が発生しました。こうした状況から、蓮田市・白岡市では、**令和7年12月から「リチウムイオン電池とそれらを含む製品」は「有害ごみ」として月1回収集します。**

リチウムイオン電池

出し方

チェック!

対象品目例と出し方

⚡リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等

回収対象の小型充電式電池



リチウムイオン電池



ニカド電池



ニッケル水素電池



⚡リチウムイオン電池を取り外すことができない製品



例：スマートフォン、電動歯ブラシ、電気シェーバー、ハンディファン、携帯ゲーム機 など

⚡リチウムイオン電池を取り外すことができる製品



例：デジタルカメラ、電動工具、コードレス掃除機 など

取り外したリチウムイオン電池



リチウムイオン電池を取り外した製品本体

有害ごみ (透明・半透明袋)

燃やせないごみ
(有料指定ごみ袋)

※指定袋に入らない製品は「粗大ごみ」

排出時の注意事項

- ・スプレー缶、乾電池、ガスライターなど品目ごとに別の袋で出してください
- ・収集できるのは一辺が30cm以下の製品に限ります。
- ・自動車、オートバイ、無停電電源装置(UPS)のバッテリーは販売店など専門業者に回収依頼してください。



「有害・危険ごみ」⇒「有害ごみ」に名称を変更します

これまでの「有害・危険ごみ」という名称は、「危険ごみ」という名前の印象から誤解を招き、刃物などが混入してしまうことから、今回の変更に伴って「有害ごみ」という名称に変更します。

ホームページ
案内リンク



問合せ

蓮田白岡衛生組合(蓮田白岡環境センター)
廃棄物対策課 TEL 048-766-3738(蓮田局)
0480-92-8839(白岡局)